

## 研修アンケート

研修の受講お疲れ様でした。

今後の社内研修に反映させて参りますのでご感想をご記入下さい。

### 研修で学んだことをご記入下さい

- ・法人税の提出期限の延長をしている法人は、法人税と消費税の申告期限が異なることにより、決算日から2ヶ月以内に消費税の確定申告を行い、その後法人税の確定申告書の作成段階で消費税の申告内容に誤りがあった場合には、消費税の修正申告を行わなければならないという事情があったため、法人税の提出期限の延長をしている法人について消費税の申告期限の延長が可能になった。
- ・事業所得と不動産所得が両方ある場合、事業所得において65万円の青色申告特別控除の要件を満たしているときは、不動産所得が事業的規模に該当していなくても不動産所得についても65万円の青色申告特別控除を受けることが出来る。また、事業所得が赤字の場合でも、不動産所得について65万円の青色申告特別控除を受けることができる。

### 研修の中で、実際に活かせる点をご記入下さい

- ・消費税の確定申告の期限が延長されるのは、「消費税申告期限延長届出書を提出した日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る確定申告の期限」であり、中間申告や課税期間の特例により短縮された課税期間の申告期限については延長されない点に注意が必要である。
- また、消費税の申告期限の延長の特例を受けることができる法人は、法人税の申告期限の延長の特例を受けている法人であることが前提条件である。

### 質問事項・疑問点・意見をご記入下さい

特にありません。

### 感想をご記入下さい

課税期間と事業年度の違いを理解した上で消費税の条文を読むことが大事だと感じた。また、所得税の確定申告について忘れていた部分もあるので、今回研修を受けたことを踏まえて、もう一度確定申告の前に青色申告特別控除の要件を見直して整理しておく必要があると感じた。

ご記入ありがとうございました！

